

建設工事に係る中間前払金制度について

◇ 公共工事の中間前払金制度

国の機関や地方公共団体などは、前払金に加えて、工事代金の2割を前払いする制度（中間前払金制度）を運用することができる。

<中間前金払に関する法令等>

- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）
- ・ 地方自治法 第232条の5，地方自治法施行令 附則第7条，
地方自治法施行規則 附則第3条

○ 地方自治法施行規則(附則第3条第3項)に掲げる「中間前払金」請求に必要な要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表等により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了していること。
- (3) 工事の出来高が、請負代金の額の2分の1以上の額に達していること。
- (4) 既に前払金が支払われていること。
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づく登録を受けた保証事業会社が交付する「**中間前払金保証書**」を寄託すること。

※ 保証事業会社は、受注者が請負った工事を自らの都合により施工しないため、発注者が請負契約を解除したときは、発注者が被る中間前払金に係る損害金を保証する。

○ 中間前払金の対象とする工事の条件

- ・ 請負代金額が、500万円以上の工事
- ・ 工事期間が、60日以上工事
- ・ 部分払（出来高払）を受けていない工事
（ただし、複数年度の契約で、年度ごとに定めた額を支払う場合の部分払は除く。）

○ 中間前払金制度導入のメリット

発注者（市）

- ・ 施工に必要な資金を前払いすることにより、適正な施工の確保がし易くなる。
- ・ 部分払（出来高払）に比べ、工事出来高検査などに伴う事務負担等が軽減できる。

受注者（業者）

- ・ 中間前払金を受けることにより、施工に必要な資金調達をより円滑にできる。
- ・ 部分払（出来高払）に比べ、工事出来高検査などに伴う手続きが軽減される。